

被爆者訪問介護等利用料助成金受給資格認定申請手続 【令和6年4月～】

	更 新 手 続	新 規 手 続
対 象 者	訪問介護、訪問介護サービス、生活援助特化型訪問サービス等を利用する被爆者で、生計中心者の所得税非課税の者	
助 成 対 象	対象の介護保険サービスに要した費用の利用者負担 1、2、3 割に相当する額	
必 要 書 類	<p>① 被爆者訪問介護等利用料助成金受給資格認定申請書[印字済](更新申請用)</p> <p>【代理人が手続をされる場合】</p> <p>①+以下②③④が必要</p> <p>② 被爆者本人からの委任状</p> <p>③ 代理人の本人確認書類</p> <p>④ 被爆者健康手帳の写し</p>	<p>① 被爆者訪問介護等利用料助成金受給資格認定申請書(新規・更新申請用)</p> <p>② 介護保険被保険者証又は要介護認定・要支援認定等結果通知書</p> <p>③ 生計中心者の所得税非課税が確認できる書類</p> <p>④ 被爆者健康手帳</p> <p>【代理人が手続をされる場合】</p> <p>①～④+以下⑤⑥が必要</p> <p>⑤ 被爆者本人からの委任状</p> <p>⑥ 代理人の本人確認書類</p> <p>※ ②④は写しでも可</p>
手続の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、同封の返信用封筒にて返送</li> <li>窓口申請も可</li> </ul> <p>(①+返信用封筒持参の場合)</p> <p>※①を紛失され、①で申請される場合は右記「新規手続」の必要書類を持参してください。</p>	窓口申請又は郵送申請
手続の時期	更新手続案内送付(4月末)～7月末日	随時
認定期間	手続年の7月1日～翌年の6月30日	手続年月の1日～直近の6月30日
結果通知	<p>手続年の6月末～順次発送</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●認定者 &gt; 受給者証</li> <li>●非該当者 &gt; 非該当通知</li> </ul>	申請書受理から約2週間後
結果通知の受領・送付先変更	<p>被爆者本人からの委任状の本文に「受任者宛送付」又は「受任者へ手交」の記載、及び「受任者(代理人)」欄の記載がある場合に可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>結果通知の受領や送付先変更は、委任状の提出のあった申請についてのみ有効</li> <li>付箋や名刺の貼付等による申出は不可、必ず委任状の提出が必要</li> </ul>	
結果照会	電話での結果照会に係る回答については、対応いたしません。	

\* 下線部分が変更となる部分です。